

熊本労働局発表
令和元年11月20日

【照会先】
熊本労働局労働基準部監督課
課長 吉野 勇希
主任監察官 源川 慎一
電話 096 - 355 - 3181

報道関係者 各位

過重労働解消キャンペーンの取組である 「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施しました

～熊本労働局長が「希望の里ホンダ(株)」の職場を訪問～

今月(11月)は、「過労死等防止啓発月間」であり、熊本労働局(局長 木下 正人)では、「過重労働解消キャンペーン」を実施しているところですが、そのキャンペーンの取組の一つである「ベストプラクティス企業への職場訪問」を、令和元年11月6日(水)に実施しました。

この度、その職場訪問の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

「過重労働解消キャンペーン」の詳細は別添の令和元年10月15日付け記者発表資料参照。

「ベストプラクティス企業への職場訪問」の実施結果の概要

1 訪問の目的

時間外労働の削減や休暇休日の取得促進などの働き方改革に向けた取組を積極的に行っている県内企業を、熊本労働局長が自ら訪問し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に広く紹介する。

2 訪問先

希望の里ホンダ株式会社(熊本県宇城市松橋町豊福 2832)

面談者: 代表取締役社長 中村 一孝 氏 他

3 収集した取組の概要【詳細は別紙参照】

(1) 取組の目的

中村社長が目指す

従業員が笑顔で生き生きしているアットホームな社風

身障者も健常者にも優しく、働きやすい社内環境

売上げ変化にも追従した費用抑制ができる黒字体質の企業

という3つの基本方針を確立する。

(2) 取組の内容

ア 生産性の向上による残業ゼロ化の取り組み

障がい者が働きやすい設備化の推進(資料1、P1左側参照)

段取の強化による生産効率UP(資料1、P1右側参照)

タブレット端末の導入による管理業務の効率化(資料1、P2～P3参照)

業務部門ごとの要員の見直しと再配置の実施(資料1、P4)

生産計画の前倒しによる親会社が指定する土曜出勤の回避(資料1、P5)

イ 連続休暇取得の推進

所定休日により年末・年始、GW、夏休みの各期間中に、それぞれ9日間の連続休暇を設定している他、平成30年度より年次有給休暇を3日間利用した5連休、今年度からは年次有給休暇を5日間利用した9連休の取得を推進している。(資料1、P6)

ウ 従業員のモチベーションの向上への取り組み

2WAYコミュニケーションの結果からの取り組み（資料1、P7～P8）
ストレスチェックの結果からの取り組み（資料1、P9～P12）

4 働き方改革に取り組んだ結果

3つの基本方針の全てを達成し、時間外労働がないことが当たり前となった結果、体調不良による欠勤も大幅に減少し、企業の収益も赤字体質から脱却することができた。（資料1、P13～14）

<添付資料>

別紙：過重労働解消キャンペーンの取組である「ベストプラクティス企業への職場訪問」の実施結果

資料1：希望の里ホンダ株式会社における事業改善の取り組み（添付省略）

資料2：令和元年10月15日付け記者発表資料

希望の里ホンダ(株)様への職場訪問の状況

木下局長(奥の列中央)より訪問の主旨をご説明しているところ



プロジェクターを使って会社の取組状況のご説明を受けているところ



タブレット端末の導入による管理業務の効率化のご説明を受けているところ



車イスでも作業しやすいように工夫した結果、特許を取得することができた機械による作業状況を見学しているところ



ストレスチェック制度による高ストレス者への面談結果から、ストレスの軽減のために新たに整備された休憩室を見学しているところ



最後の意見交換会で、残業ゼロを達成するために、企業のトップとしてどのような姿勢でのぞんでいたのかを中村社長(写真中央)にご説明いただいているところ



過重労働解消キャンペーンの取組である 「ベストプラクティス企業への職場訪問」の実施結果

1 訪問の目的

時間外労働の削減や休暇・休日の取得促進などの働き方改革に向けた取組を積極的に行っている県内企業を、熊本労働局長が自ら訪問し、その取組事例を収集するとともに、他の企業に広く紹介する。

2 訪問先の概要

・希望の里ホンダ株式会社

所在地：熊本県宇城市松橋町豊福 2832

設立：1985年8月

代表者：代表取締役社長 中村 一孝

職員数：62名（障がい者26名、健常者36名）

・訪問当日の面談者：代表取締役社長 中村 一孝 氏
総務課長 甲斐 靖 氏
製造課 吉郷 香純 氏

3 収集した取組の内容

(1) 取組の目的

中村社長が目指す

従業員が笑顔で生き生きしているアットホームな社風

身障者も健常者にも優しく、働きやすい社内環境

売上げ変化にも追従した費用抑制ができる黒字体質の企業

という3つの基本方針を確立するため。

(2) 基本方針策定までの経緯

中村社長が就任した直後の平成27年6月と同年11月に全従業員との2WAYコミュニケーションを実施し従業員の意見や不満を拾い上げるとともに、これまでの売り上げと人件費の比較、設備の老朽化に対する設備投資の現状等の事業分析を行った結果、設備投資の実施や従業員の待遇改善により、達成すべき目標として、上記の基本方針が定められたもの。

(3) 基本方針を踏まえた働き方改革の取組

ア 生産性の向上による残業ゼロ化の取り組み

障がい者が働きやすい設備化の推進

- ・車イスに乗ったままでも作業できる作業機械の導入及び集約化、並びに製造ラインの更新により障がい者の生産性を向上させた。

段取の強化による生産効率UP

- ・工場内の作業箇所ごとにアドレスを振ることにより、製造した部品等を次の工程に引き渡す作業の正確性や作業効率がアップした。

- ・予め作業者ごとに本人の作業だけでなく、フォロー先も含めた要員配置計画を組んでおくことにより、特定の部署の作業の遅れに随時対応できる体制を確立した。

タブレット端末の導入による管理業務の効率化

- ・予めリーダーが作成した日ごとの各作業員の生産計画を、各作業員に配布したタブレット端末に配信することにより、作業者自身は作業工程ごとにタブレット端末に表示されている作業開始ボタンと作業終了ボタンを押すだけで、作業日報が自動的に作成できるようになり、事務作業が軽減された。

- ・タブレット端末に入力された情報はリアルタイムでリーダーのパソコンにデータ転送されるため、工程の進捗状況を随時確認し、遅れが出ている工程への応援者の派遣が迅速に出来るようになった。

- ・リーダーが管理すべき日々の出来高の計算や月の実績の集計作業が、タブレット端末から転送されたデータを使ってパソコンで簡単に出来るようになり、翌日の生産計画の作成も定時内で行えるようになった。

業務部門ごとの要員の見直しと再配置の実施

- ・業務を拡大する部門と拡大しない部門の見極めを行った上で、拡大しない部門については、業務の集約や多能工化により、人員を削減できる方向への高効率化を推進し、その結果、生み出された余剰人員を忙しい部門へ再配置することができた。

生産計画の前倒しによる親会社が指定する土曜出勤の回避

- ・グループ会社全体で計画的に行われている所定休日労働（土曜出勤）について、土曜日に計画されている業務を前倒しで平日に分散して実施することにより、所定休日労働を含めた時間外労働ゼロを達成できた。

イ 連続休暇取得の推進

所定休日により年末・年始、GW、夏休みの各期間中に、それぞれ9日間の連続休暇を設定している他、平成30年度には年次有給休暇の3日連続取得による5連休、今年度からは年次有給休暇の5日間連続取得による9連休の取得を推進している。

ウ 従業員のモチベーション向上の取り組み

2WAYコミュニケーションの結果からの取り組み

賞与や賃金に関する不満が多かったことから、当時、従業員だけでは生産が

追い付かず、派遣労働者を受け入れていた経費や時間外労働を行った一部の労働者にしか支払われない時間外手当を、従業員全員が協力し、生産性を上げてゼロにすることができたら、全員の賞与に還元すると約束したところ、生産性の向上に協力を得られただけでなく、それまで行われていた必要性が疑わしい時間外労働がなくなり、定時で帰るのが当たり前の企業風土を構築することができた。

ストレスチェックの結果からの取り組み

ストレスチェックの高ストレス者の面談結果から、昼休みにゆっくり休める場所がなく、通勤用の車の中で独りで時間をつぶしていることがストレスとなっていることが窺われたことから、休憩室や昼食スペースを整備した。

(4) 働き方改革に取り組んだ結果

3つの基本方針の全てを達成し、時間外労働がないことが当たり前となった結果、体調不良による欠勤も大幅に減少し、企業の収益も赤字体質から脱却することができた。

熊本労働局発表
令和元年10月15日

【照会先】

熊本労働局労働基準部監督課
課長 吉野 勇 希
主任監察監督官 源 川 慎 一
電話 096 - 355 - 3181

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等の防止の重要性について広く周知し、国民の皆さまの関心と理解を深めていただくため、毎年11月に実施しています。

月間中は、過労死等の防止についての周知・啓発を目的した、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

また、熊本労働局（局長 木下 正人）においては、過重労働の防止に向けて先進的な取り組みを行っているベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

「過労死等防止月間」の取組概要

- 1 過労死等の防止に係る周知・啓発
 - ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、令和元年11月7日の14:30から、熊本テルサでシンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）
[参加申込方法] 事前に下記ホームページから熊本会場を選択しお申し込みください。
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>
 - ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
国民の皆さま一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。
- 2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照下さい）
過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。
[過重労働解消キャンペーン特設ページ]
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

令和元年度過重労働解消キャンペーン【熊本労働局版】

1 実施期間

令和元年11月1日（金）から11月30日（土）までの1か月間

2 具体的な取組

（1）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
長時間労働者については、医師による面接指導等の健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

監督指導の結果、重大・悪質な事案として公表した場合や、1年間に2回以上同一条項の法違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を、一定期間受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うよう協力をお願いしています。

（2）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、過重労働や賃金不払残業など労働条件全般にわたる相談に対応します。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル 0120 - なくしましょう 794 - 長い残業 713

[実施日時] 令和元年10月27日（日）9：00～17：00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 熊本労働局または管内の労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - ^{はい！} 8 1 1 - ^{労働} 6 1 0

[相談受付時間] 月～金 17：00～22：00、土・日 9：00～21：00

[URL]:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

[URL]:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

（３）ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

報道機関に公開の上で、熊本労働局長が、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている県内企業を訪問し、その取組事例を熊本労働局のホームページなどを通じて紹介します。

（詳細については、改めて記者発表を行い、お知らせします。）

（４）過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実を目的として「過労死等防止対策推進シンポジウム」を、令和元年 11 月 7 日（木）ホテル熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園 28-51）で開催します。

< 無料でどなたでも参加できます。定員 100 名 事前申込み >

【プログラムの内容】

主催者挨拶

基調講演「『働き方改革』・持続可能な開発目標(SDGs)時代のメンタルヘルス対策」

過労死遺族による体験談発表

パネルディスカッション：「熊日アンケート結果から考える熊本の働き方改革の現状と今後の課題」

[専用ホームページ] <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

（５）キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

【添付資料】

- ・参考資料 1：過労死等防止対策推進シンポジウム（熊本会場）リーフレット
- ・参考資料 2：過重労働解消キャンペーンリーフレット